## 文書の分類・保存期間の基準について(現行)

(公安委員会・警察本部長を除く)

### 1 現行規定について

文書の分類 · 保存期間の基準

···文書規程別表第4

### 文書分類表

第1分類 第2分類 000 情報公開・		令和2年度文書分類表					
第3分類	文書管理係第4分類	補助分類	説明	保存場所	引継ぎ	保存区分	備考
000 総括	000 庶務	000 事務事業評価			0	3年	
	属ごと由に分類	001 事務分担			-	1年	
886207		002 庶務一般	ファイル名		1	1年	
		003 照会、回答			0	3年	

情報公開・法務課

### 2 課題について

- 文書規程別表第4では、文書の類型及び保存期間を選択する 基準が明確でない。
- 文書規程別表第4と文書分類表との関連付けをしていない。

# 「文書の分類・保存期間の基準」の見直しについて(案) ~統一的方向性~

(公安委員会・警察本部長を除く)

#### 見直しの方向性について

### 文書の分類・保存期間の基準

- 各実施機関の公文書管理規程で規定(別表形式)
- 文書の類型を4階層に分類
- 文書の類型が決まると保存期間が決まる仕組みになるよう、 公文書管理規程で定める保存期間基準表の記載だけでなく、 所属ごとに作成する文書分類表と組み合わせて文書類型を具 体化

### 文書分類表

- 現行の所属による分類(第1·第2分類)は文書分類から外し、所属情報として別に管理
- 3階層に分類(大分類、中分類、小分類(公文書ファイル 名))
- 大分類・中分類は、原則として公文書管理規程で定める保存期間基準表を用いて分類
- 公文書ファイル等が統一的な基準に基づいて整理・保存されるよう、各所属の文書分類表の作成方法を具体的に例示する。